

# 行政視察報告書

平成28年8月10日

呉市議会議長殿

呉市議会議員 谷本誠一

1. 視察期日 平成28年8月2日(火)～5日(金)
2. 調査項目 群馬県伊勢崎市＝地方卸売市場の民営化について  
愛知県 豊田市＝地方卸売市場の一般開放について  
北海道 釧路市＝地方卸売市場の指定管理者化について

## 群馬県伊勢崎市

### ■調査項目 地方卸売市場の民営化について

#### 調査対応者

- ①経済部農政課 課長 津久井力
- ②経済部農政課 農政係長 藤見誠
- ③議会議長 矢島征司
- ④議会事務局 議事調査課調査係長 深澤清美
- ⑤議会事務局 議事調査課調査係主査 田島信人

#### 調査期日

平成28年8月3日(水) 午前9時25分～11時15分

#### 伊勢崎市の概要

人口＝211,000人  
世帯数＝85,000世帯

#### 調査目的

呉市地方卸売市場の民間移譲の可能性を探るため、先進事例を調査する。

#### 調査内容

##### 【伊勢崎市からの説明】

1. 公設市場民営化の経緯
  - ①昭和57年 公設地方卸売市場開設
  - ②平成14年10月＝市場の在り方検討委員会議(民営化)結果報告
  - ③ 10月＝卸売3社と協議
  - ④平成15年4月＝卸売1社(マルイチ産商)撤退
  - ⑤ 5月＝卸売2社での受託意思を確認
  - ⑥ 10月＝三者会議(経済部、長野県連合青果(株)、(株)群馬丸魚)
  - ⑦ 12月＝公設市場民営化説明会(卸売2社)
  - ⑧平成16年4月＝管理会社設立登記(株)伊勢崎地方卸売市場、資本金2千万円)
  - ⑨ 5月＝県市場条例に基づく認可申請
  - ⑩ 6月＝市場条例廃止、市有財産貸付議決
  - ⑪ 6月＝管理会社と市有財産無償貸付及び物品譲渡契約書締結
  - ⑫ 6月＝市場業務(施設)引渡式
  - ⑬ 7月＝県市場条例に基づく申請認可(民営化期日＝7月1日)
2. 民営化への背景
  - ①近年の景気低迷や市場外流通増加により、市場売上高が減少し、市場収支が赤字に転じた。
  - ②一般会計から年間1億円の繰入となり、市場管理運営の抜本的見直しが不可欠と判断した。
  - ③平成14年度に庁内組織である「市場の在り方検討委員会」を設置し、検討を重ねた結果、早期に民営化することで、維持管理経費節減や市場施設の効率的な活用を図り、且つ関連事業者の使用料を軽減し、市の繰入金を抑制できると結論を出した。
3. 民営化手法の選定
  - ①当初、土地の無償貸付、建物の無償譲渡で調整したが、丸魚が場外本社配送センターを整備した後だったことから、15年間の無償譲渡となった。  
※市場面積＝63,000m<sup>2</sup>
  - ②レンゴー丸魚が共同出資した管理会社は市場法に基づく公益性を有しているため、随意契約を行った。但し議決は必要。  
※地方自治法第237条第2項、市財産の交換・譲与、無償貸付条例

- ③卸売市場法、県市場条例の遵守、市有財産の使用目的の明確化を前提とした契約を締結し、市として管理会社に対して管理・監督を行っている。
- ④市場条例は廃止したが、同条例と同等の業務規定を管理会社に整備させ、公設時と同様の機能を市場に持たせた。
- ⑤貸与後は、市として維持管理費、施設修繕はしない条件で契約を締結した。
- ⑥市として、民営化当年度16年度のみ残務処理予算を計上したが、17年度以降は一切予算措置は講じていない。
- ⑦建物無償譲渡と無償貸与における比較検討内容

	土地無償貸付・建物無償譲渡	土地・建物無償貸付
土地・建物の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎建物所有権を主張されると、土地返還が容易ではない。</li> <li>◎建物の抵当権設定が可能のため、第三者が絡むことが予想される。</li> <li>◎土地の契約期間満了後も、建物や有益費の補償が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎貸付期間を設定すれば、借主はその時期に返還義務が生じる。</li> <li>◎借主は返還の際、現状回復義務がある。</li> <li>◎借主は有益費等の償還は1年に限り請求できる。</li> </ul>
施設の維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎全て譲渡先である所有者の負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎通常かかる必要費は借受人の負担となる。</li> <li>◎その他の費用は民法上貸主の負担となるが、借受人が使用料を積み立てて負担することを契約で規定する方法もある。 (この場合、積立金は課税対象)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎建物に固定資産税が課税される。</li> <li>◎無償譲渡は贈与とみなされ、法人税の対象となる。</li> <li>◎火災保険等は所有者が加入</li> <li>◎災害発生時、建物復旧は所有者負担となる。</li> <li>◎国庫補助の返還が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎火災保険等は借受人が加入することを契約で規定できる。</li> <li>◎災害復旧は市の対応となる。</li> <li>◎補助要件の承継を条件とすれば、国庫補助返還は不要となる。</li> </ul>

- ⑧貸付物件（施設）  
水産・青果中央棟、倉庫棟、水産冷蔵庫棟、便所、塵芥集積所、守衛所棟、水産加工所棟、プロア一室棟、発砲スチロール処理施設、青果冷蔵庫2

#### 4. 民営化前提の施設改修に係る市の負担

- ①中央棟屋根、消防設備、浄化槽は耐用年数を超えていた。
- ②施設改修の内容  

中央棟大屋根	=	9, 800万円
消火栓	=	640万円
浄化槽	=	330万円
事務所外壁	=	680万円
蓄電池の交換	=	280万円
自動検針装置	=	2, 550万円
合計	=	14, 340万円

#### 5. 民営化後の市場取引高の変化

年度（平成）	民営化直前		民営化後の近年		
	14年度	15年度	25年度	26年度	27年度
市場全体の取扱量（t）	34,583	31,350	38,276	35,698	34,403
市場全体の取扱高（千円）	10,122,563	7,691,453	16,317,292	15,602,431	15,492,224

- ①民営化直前において、15年度は対前年度比25%減の取扱高となった。
- ②民営化直前の取扱高約77億円に対し、昨年度は1.6倍の123億円
- ③約155億円となっているのは、丸魚の市場外取扱高32億円も含めているため

#### 【質疑応答】

##### 1. 現在の使用料はどうなっているのか？

【答弁】

卸売	=	189円m <sup>2</sup> /月
仲卸	=	997円m <sup>2</sup> /月
関連事業者	=	【第1種】 1, 050円m <sup>2</sup> /月
		【第2種】 金融 1, 050円m <sup>2</sup> /月
		その他 735円m <sup>2</sup> /月

※呉市では金融は第1種

- 契約期間満了後の対応策は？  
【答弁】平成31年6月30日で契約が切れるので、その1年前に結論を出す予定。再契約するためには、耐震補強が必要となる。
- 旧伊勢崎市が建設した地方卸売市場は、隣接する東村に跨っており、こちらの土地は民有地との賃借契約を締結している。  
東村との合併後、現在に至るまでその状況は継続しているか？  
それとも、合併後の新市が、卸売市場を民営化するに当たって、一旦民有地を買収して市有地化した上で、民間管理会社に有償貸与したと考えてよいか？  
【答弁】市場を含むこのエリアが流通工業団地として造成された際に、市場建設を検討しており、昭和56年3月に市場敷地を旧伊勢崎が売買により取得した。民営化に伴い無償貸付となっている。
- 民営化前は市場特別会計に対し、一般会計から約1億円を繰り入れており、総務省の操出基準を越えていたらしいとのことだが、実際はどの程度の操出割合だったのか？  
【答弁】平成12年度は約1億8,000万円で営業費用の約86%、平成13年度は約1億3,300万円で約95%、平成14年度は約7,300万円で約62%だった。
- 市場使用料は現在1本立て（m<sup>2</sup>当たりの月単価）となっているが、民営化前から1本立てだったのか？  
呉市では、2本立て（m<sup>2</sup>当たりの月固定単価に加え、卸売、仲卸各々の売上げに応じての流動的使用料の組み合わせ）となっている。  
【答弁】民営化前は、呉市と同様の2本立てだった。民営化後は1本立てとなっている。
- 民営化後、市場使用料に変化はあったのか？あったとしたらどのように変わったのか？  
【答弁】

種 別	直 営	民 営 / HI9 変更	改定率		
卸売業者市場使用料	136円/m <sup>2</sup> /月	109円/m <sup>2</sup> /月	△19.9%		
仲卸業者市場使用料	724円/m <sup>2</sup> /月	579円/m <sup>2</sup> /月	△20.0%		
関連事業者使用料	第1種	756円/m <sup>2</sup> /月	604円/m <sup>2</sup> /月	△20.1%	
	第2種	金融機関	756円/m <sup>2</sup> /月	604円/m <sup>2</sup> /月	△20.1%
		清算会社	378円/m <sup>2</sup> /月	302円/m <sup>2</sup> /月	△20.1%
		その他	535円/m <sup>2</sup> /月	428円/m <sup>2</sup> /月	△20.0%

- 民営化後の取扱高の比較において、敷地外配送センターの取扱高を差し引いた上での実績は？  
【答弁】示す詳細な資料がない。
- 受託販売と買付販売の併用ということだが、直営時代からそうだったのか？  
民間市場となっても卸売市場法とそれに係る県条例は適用対象となると思うが、民営化したら、受託販売禁止規制が緩和されるのか？  
現在の受託販売と買付販売のシェアはどうなっているのか？  
【答弁】直営時代においては、青果部門及び水産部門とも委託販売と買付販売だった。受託販売禁止規制の緩和については分からない。シェアについては、平成27年度事業報告より抜粋したものを示す。  

＜青果部門＞					
1. 取扱量	受託販売	68.36%	買付販売	31.64%	
2. 金額	受託販売	65.79%	買付販売	34.21%	
＜水産部門＞					
1. 取扱量	受託販売	29.40%	買付販売	70.60%	
2. 金額	受託販売	27.36%	買付販売	72.64%	

#### 【呉市での展開の可能性】

- 呉市は平成29年度から33年度までの再指定管理の方向であり、その後は契約期間の5年間でその後の方針を決めるとのことだが、その際の建物大規模改修や耐震改修に係る投資問題がのしかかっている。  
その後指定管理を継続するか、民間譲渡、民間無償貸与にしても、投資は避けて通

れないと思う。  
ただ、民営化しようとするれば、曖昧に済ませることはできない。

2. 指定管理では、一般会計からの補助を続けて行かねばならないデメリットがある。しかも取扱高増の要因になる可能性がある完全民営化の道を今後前向きに検討する必要がある。
3. 無償貸与方式は補助金適正化法での補助金返還を免れるメリットはあるが、契約期間が満了した時点での継続問題や、新たな投資問題がその都度発生するデメリットがある。つまり、完全民営化方式の選択は十分な精査が必要である。
4. 現在の指定管理者である一般社団法人・呉市地方市場卸売協会と今後5年間で十分調整を図ることは勿論であるが、それまでに庁内組織を起ち上げて本格検討する必要がある。

## 愛知県豊田市

### ■調査項目 地方卸売市場の一般開放について

#### 調査対応者

- ①産業部卸売市場 市場長 柴田康宏
- ②議会事務局 主査 蓮尾亮介

#### 調査期日

平成28年8月4日(木) 午前9時40分～11時50分

#### 豊田市の概要

人口=424,000人  
世帯数=175,000世帯

#### 調査目的

呉市は市場開放を隔年1度ずつしか実施していないが、豊田市は公設地方卸売市場として年間数回実施しているので、その効果と、呉市における実施の可能性について調査することにした。

#### 調査内容

##### 【豊田市からの説明】→現地での説明及び視察

1. 豊田市公設地方卸売市場の概要
  - ①開設年=昭和57年
  - ②取扱部類=青果、水産
  - ③敷地面積=93,000m<sup>2</sup>
  - ④供給圏=豊田市(42万人)+みよし市(6万人)
  - ⑤卸売業者=青果2社、水産1社
  - ⑥仲卸業者=青果6社、水産2社
2. 市場開放の経緯
  - ①全国的に平成3年がピークで、そこから微減が続く。
  - ②5年に1度市場祭り→毎年度500万円を予算化
  - ③平成23年度から試行的にスタート。初年度千人来場
  - ④平成24年度=4回開催
  - ⑤ 25年度=4回開催
  - ⑥ 26年度=5回開催(夏の開催を加えた)  
※夏は水産が厳しいが、果物の収穫が見込める。→JA協力
3. 市場開放の目的
  - ①市民に市場の役割、食の安全について理解を深めてもらう。
  - ②仲卸業者、附属店舗職員にも一般消費者の声を聴いてもらい、今後の糧にする。
  - ③市民の意識啓発により、売買参加者買出人の消費拡大に繋げる。
  - ④市場活性化や消費者への啓発としての対処療法的位置付け
4. 市場開放の内容
  - ①9:30～11:30の2時間
  - ②マグロ解体、即売会、仕入れ体験、試食、水槽を使つての活魚すくい等  
※活魚すくいは1人1匹(千円)まで  
※試食=季節の果物、みかん、きのこ、しじみ→本部テントで実施
  - ③季節に応じて、若干趣向を変える。
  - ④1回の来場人数=1,800人～7,500人
  - ⑤毎月開催を市場関係者に打診したが、労力不足で受け入れられなかった。

- ⑥平成26年度＝毎月実施（イベントなし）を市から提案→仲卸の反対で断念  
 ⑦実行部隊は仲卸が主役→卸職員が販売業務をボランティアで手伝う。  
 ⑧卸売場で、模擬せりを実演する場合あり  
 ⑨冬は試食コーナーは場内駐車場にテントを張る。  
 ※卸と仲卸については、倉庫、テント使用料はこの時に限って免除  
 ⑩は来場者が多いので道路を活用して駐車区画を増やす。  
 ※1 km離れた大学駐車場を借り受ける。  
 ※従業員の車は売り場から離す。  
 ⑪売買参加者がテントを張って販売可（実際は少ない）  
 ※クーポン券発行案があるものの、実施した売買参加者はいない。
5. 市場開放に係る主催者  
 ①市場協会（市50%、場内事業者50%出捐）  
 ②卸、仲卸、関連事業者、売買参加者に係る4団体で構成  
 ※買出入は団体未組織のため入っていない。  
 ③会長は卸3社の社長が2年毎に持ち回り  
 ④市場特別会計から毎年度500万円、民間事業者から500万円を負担）  
 ⑤事業推進部会（各団体代表で構成）でイベントを企画  
 ⑥（警備費5万円＋消耗品費10万円）×5回＝75万円／年  
 ⑦廃棄物処理、場内清掃、コンテナ貸し出し業務を市場協会と随意契約
6. 付属営業人（関連事業者）  
 ①一般市民の消費も可  
 ②売買参加者への便宜  
 ③1種＝漬物、肉屋、菓子、調味料、総菜  
 ④2種＝喫茶店→廃業  
 運輸業→不在  
 銀行→不在、ATMのみ
7. コンテナシステム  
 ①地産地食（敢えてこの言葉を農政部では採用）を推進する目的  
 ②貸し出し対象＝農家  
 ③貸し出し期間＝1コンテナ30日  
 ④1日100円
8. 市場の職員体制、広報活動  
 ①市場の職員体制  
 事務局長＝市場長  
 庶務理事＝係長  
 ②平成28年6月 facebook 開設＝市場長が書き込む→ホームページに自動的アップ  
 ※卸、仲卸、関連店舗から写真付き入荷情報の提供を働きかけ、それをアップ  
 ③市職員4名体制（2時間早く出勤する職員とに分かれる）  
 ④市場事務所に市場協会プロパー職員（フルタイム1名、パート2名）が共に業務  
 ⑤農家へ個人出荷を例え一箱でもよいから卸して欲しいと交渉に市職員が回っている。
9. 卸売市場特別会計（平成27年度）  
 ①歳入総額 ＝2億9,500万円  
 ※使用料、手数料＝1億0,200万円  
 ※一般会計繰入 ＝9,800万円  
 ②歳出総額 ＝2億6,300万円  
 ③収支 ＝3,200万円
10. 市場開放による取扱高推移

	市場開放未実施		市場開放施行		市場開放本格実施			
	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成27年度	
	数量(t)	額(千円)	数量(t)	額(千円)	数量(t)	額(千円)	数量(t)	額(千円)
青果	38,883	9,224,282	37,514	8,513,027	36,837	8,033,007	32,285	8,307,010
水産物	3,814	2,848,482	3,644	2,719,591	3,226	2,415,651	2,826	2,435,381
合計	42,697	12,072,764	41,158	11,232,618	40,063	10,448,658	35,111	10,742,391

11. 全国公設地方市場会  
 ①豊田市加盟→負担金4万円／年  
 ②呉市は脱退（公設市場だけでなく、指定管理者の加盟も可）  
 ③柏市（職員10数人体制）が長年会長を務めて来た。  
 ④平成28年度から豊田市が会長に就任  
 ⑤今年度総会で規約改正を行い、任期を2年間と定めた。  
 ⑥毎年持ち回り会場で、農水省職員を招いて勉強会を実施

12. 災害協定
  - ①全国公設地方市場会が主体となって市場間で締結
  - ②全国3ブロック（北海道・東北、中部・関東、近畿以西）と食糧提供協定
  - ③残り2ブロックは調整中
  - ④平成28年秋には全国産地との協定締結完結予定

### 【質疑応答】

1. 市場開放を定期的実施するに当たって、売買参加者や買出人からの反対はなかったのか？  
【答弁】  
一人だけ強硬的反対があったが、他の売買参加者の組織は賛成で、取り合われなかった。売買参加者や買出人もその場で売却できたり、顧客を獲得する可能性等メリットもあるため、合意できたと思う。  
市場出店した売買参加者や買出人には、各店舗で掲げるための「卸売市場直送品取扱店」の幟を1店につき一つずつ無料配付した（市で予算化）。但し買出人は少ない。小売店舗で複数の幟が欲しい場合は、2枚目からは1枚700円で販売
2. 市場開放を年5回ではなく、毎月実施した方がより効果が見込めるのではないのか？  
【答弁】  
市としてもそれを望んではいるが、仲卸業者の負担が大きいようで、なかなか合意に至っていない。
3. 市場開放は販売業務等の負担が仲卸業者の人件費増に繋がり、負担にならないのか？  
【答弁】  
仲卸自身の借受区画で販売を実施しており、卸業者が仲卸の販売業務をボランティアで手伝える体制が整っており、大きな負担にならないと考えている。これは、仲卸の売上げが向上することは同時に卸の売上げに貢献することになるので、市が卸業者に提案したところ、受け入れられた。
4. 取扱高と売上高の違いは？  
【答弁】  
売上高は卸、仲卸各々の売買実績を示すが、取扱高は卸業者の売上高である。基本的には仲卸は卸から品を購入するので、取扱高が市場実績の指標となる。
5. 仲卸が直接産地から買う場合の方法は？  
【答弁】  
年度毎に市に申請し、許可している。その場合仲卸に対して、売上手数料を徴収する（呉市も同様の制度）。
6. 施設使用料において、売場面積に対し、卸売と仲卸とで単価に格差が大きい、この考え方は？  
【答弁】  
卸売は売場面積が広いので、仲卸と同様の単価にすると経営が成り立たなくなる。この様な理由から大幅に単価を下げているが、全国的な傾向である。
7. 卸におけるせりと相対取引の割合は？  
【答弁】  
1：9で圧倒的に相対取引が多い（参考＝伊勢崎市も同様の比率であった）
8. 市場開放による取扱高への影響は？  
【答弁】  
目に見える形で、取扱高が増えたということはない。但し、無策を続ければもっと取扱高が落ち込む可能性はあった。従って、本施策は今後も続けていきたい。
9. 今後公設民営を検討する余地はないのか？  
【答弁】  
当面直営を続けて行くつもりだが、指定管理者方式は現在検討中である。。  
一般会計からの補助は平成27年度9,800万円だったがその内修繕費5,000万円が含まれていた。公債費はゼロ。当時一般会計の全額負担で施設を建設しており、債券発行はせず無借金だった。

### 【呉市での展開の可能性】

1. 市場開放を年間定期的実施するには、特別会計の負担が伴うことが予想されるが、実施により卸売業者の売上に変動する施設使用料収入が増えることも考えられるので、十分可能性はあると考えられる。

2. 売買参加者と買出入の合意を取り付ける必要があるが、市場関係者によると、それは大丈夫だろうという認識なので、ハードルはそんなに高くないと予想される。
3. 仲卸業者が12から6業者に減じており、区画の余剰があるので、それらを活用してのイベントを実施し易い。  
関連事業者棟の空きテナントが埋まるまでは、暫定利用できる。
4. 仲卸業者や指定管理者である一般社団法人・呉市地方卸売市場協会の合意を取り付け、特に卸業者が仲卸の販売を手伝う体制づくり構築が鍵を握っている。

## 北海道釧路市

### ■調査項目 地方卸売市場の指定管理者化について

#### 調査対応者

- ①産業振興部商業労政課 課長事務取扱次長 叶田近久
- ②産業振興部商業労政課 課長補佐 中村昌克
- ③産業振興部商業労政課 商業労政担当主査 北明直弥
- ④議会事務局 局長 森利文
- ⑤議会事務局 菊地裕美

#### 調査期日

平成28年8月5日（日）午前9時30分～11時30分

#### 釧路市の概要

人口=175,000人  
世帯数=94,000世帯

#### 調査目的

釧路市は呉市と同様中央卸売市場だったが、地方卸売市場に転換し、同時に指定管理者制度を導入している。同制度の運営上の問題点を探るため調査することにした。

#### 調査内容

##### 【釧路市からの説明】→耐震改修中のため現地視察できず

1. 釧路市公設地方卸売市場の概要
  - ①竣工年月 =昭和48年12月、中央卸売市場として
  - ②建設費 =約16億円
  - ③敷地面積 =66,000㎡
  - ④取扱品目 =野菜、果実及びこれらの加工品、花き  
※花きは平成元年よりスタート
  - ⑤卸売業者 =青果部1、花き部1（同一法人）
  - ⑥仲卸業者 =青果部4、花き部1
  - ⑦買受人（売買参加者）=青果部71、花き部73
  - ⑧買出人 =0
  - ⑨関連事業者=10
2. 地方卸売市場への転換の背景
  - ①市場開設当時は、水揚げ高日本一を誇る漁船への食料品積込量増加等により、取扱高100億円を超えていた。
  - ②その後大型スーパー進出に伴い小売店の廃業、コンビニストアの展開により、市場流通産品が減少する。
  - ③商物一致規制により、産地直送等量販店ニーズに対応できなかった。  
※平成26年の卸売市場法改正で、IT取引による一部商物一致の例外が認められる。
  - ④200海里漁業規制による漁船の減船に伴い、需要が落ち込んだ。
  - ⑤農協合併等で産地出荷者の大型化により、出荷先が大都市圏の市場へシフト  
※委託集荷を基本とする従来の取引が難しくなり、買い付けが増えた。
  - ⑥国や農政事務所の監査で商物一致に即していないと指摘される。  
※中央卸売市場では問題だが、地方卸売市場では問題ないことで、これが地方卸売市場への転換の直接的な動機となった。
  - ⑦平成16年8月、国が「卸売市場整備基本方針」で市場再編基準を示した。  
※青果部=4指標の内、2指標該当  
花き部=4指標の内、3指標該当（但し書き規定により再編対象外となる）
3. 地方卸売市場への転換に向けての動向
  - ①卸業者による情報収集  
※出荷者が転換後も安定した取引をしてくれるか？

- ※転換により市場のイメージダウンに繋がらないか？
- ②業界関係者への説明
- ③平成17年 5月＝国・北海道との協議開始
- ④ 12月＝釧路市公設地方卸売市場業務規定議案を可決
- ⑤平成18年 3月＝地方卸売市場開設が道により許可される。
- ⑥ 4月＝地方卸売市場開設

4. 地方市場への転換効果

- ①開設区域・供給区域の規制がなくなり、全国で自由な取引が可能となった。  
※産地市場ではなく、消費地市場のため、卸売業者が全国を営業で回った。  
(市場外取引の開拓→沖縄県や宮崎県)
- ②商物一致規制がなくなり、産地直送販売等の量販店ニーズに対応できるようになった。
- ③業務規定で、物品毎の取引方法規定の削除が可能となり、市況に合わせた取引方法の選択が可能となった。
- ④取引規制の緩和に伴い、各種承認申請書等の提出が不要となり、開設者と卸売業者双方の負担が軽減された。
- ⑤中央市場から地方市場に転換した施設で、取扱高が増加したのは、釧路市だけ  
※東京都中央卸売市場担当者が3年前、視察に訪れた！

5. 指定管理者制度導入の意義

- ①取扱高回復には、市場使用料の軽減等業界支援が不可欠だった。
- ②使用料軽減を行うためには、市場管理経費の削減の一環として、職員定数の見直しは避けて通れなかった。
- ③専門的知識や技術を持つ民間活力を導入することで、サービスの効率化と向上を図ることができると考えた。

6. 指定管理者の選定方法

- ①第1回目は指名随意契約、第2、3回目は公募により選定  
※市場流通に精通している事業者が適切  
※市場内業者の経営状況把握も業務にあるので、業界から信頼される企業が適切  
※卸売市場法、市場業務規定等関連法令に精通していることが必要だった。
- ②市場開設時より清算業務を行っていた釧路中央市場サービス㈱を選定
- ③第2、3回目の公募は、他に手を挙げる者がなく、同社を指定

7. 指定管理者の業務

- ①業務規定等に規定する事業実施に関する業務  
※承認、承認取り消し決定及び報告  
※各種申請書・届出書等への記載指導、回収、取り次ぎ等
- ②市場使用料の徴収に係る業務(徴収業務委託契約を別途締結)
- ③施設、設備の維持管理業務  
※消防・暖房設備等の保守点検  
※施設、設備、備品等の修繕  
※構内保安管理  
※防火管理者、特別管理産業廃棄物管理者の配置
- ④各種統計資料作成  
※市場月報や年報等の作成  
※市場ホームページの更新
- ⑤各種報告、調査に関する業務  
※野菜出荷安定法に基づく野菜受給の必要数量報告  
※きのこ類、山菜の流通実態調査

8. 指定管理者制度導入の効果

- ①直営時代は職員6名、嘱託2名体制→市職員2名体制(19年度からは1名体制)
- ②4,500万円の経費を圧縮し、使用料を37%削減→場内業者の負担軽減
- ③指定管理で市場企業会計を3割健全化できた。  
※公営企業法の一部適用＝企業管理者は市長、それとは別に業務管理者1名
- ④市場管理費の比較

	市場管理費	内職員給与費	市職員体制	備考
平成17年度	101,900千円	58,881千円	職員6名+嘱託2名	直営(中央市場)
平成18年度	67,057千円	18,861千円	職員2名	指定管理者
平成19年度	58,834千円	5,066千円	職員1名	(地方市場)



⑤使用料改定内容

使用料の種類	直営(中央卸売市場)	指定管理者(地方卸売市場)
卸売業者市場使用料	卸売金額の4 / 1,000	卸売金額の2.5 / 1,000
仲卸業者市場使用料	販売金額の4 / 1,000	販売金額の2.5 / 1,000
卸売業者売場使用料	290円/㎡/月	180円/㎡/月
仲卸業者売場使用料	1,930円/㎡/月	1,200円/㎡/月
関連事業者店舗使用料	730円/㎡/月	450円/㎡/月
事務室使用料	1,040円/㎡/月	650円/㎡/月
福利厚生施設使用料	860円/㎡/月	530円/㎡/月
会議室使用料	400円～600円/回	廃止
空地使用料	50円/㎡/月	30円/㎡/月

⑥敷地内に、卸、一部の仲卸業者が配送センター、パッケージセンター、加工施設(山菜工場)を建設

9. 地方卸売市場転換後の取扱高推移

①青果物取扱高

年度(平成)	中央市場/直営		地方市場/指定管理者						
	16年	17年	18年	19年	20年	25年	26年	27年	
数量(t)	34,000	36,000	35,500	37,500	36,800	38,700	39,300	37,200	
金額(円)	8.5億	8.1億	9.0億	9.2億	8.5億	10.7億	10.9億	11.0億	

②花きの葬儀需要減(家族葬の台頭)は全国的傾向  
 ※地方卸売市場に転換した18年度は取扱数量・金額共に上がり、19年度をピークに低落傾向にある。

10. 今後の課題

- ①卸・仲卸業者から更に加工工場等の建設要望が出されたが、空き地がないので検討課題に
- ②食堂や喫茶店が廃業して、関連事業者棟に空き店舗ができていますが、この解消は簡単ではない。
- ③施設が建設後40数年経過しており、平成26年度に耐震診断を実施したが、基準を満たしていなかったため、28～29年度にかけて耐震・大規模改修を実施予定
- ④市場の位置付けや将来像を業界関係者と行政が協議を継続して行く。
- ⑤業界の自立的責任体制や効率的運営の在り方を検討する。

【質疑応答】

1. 水産部門がないのは何故か？

【答弁】

本市は漁獲水揚げ量が大きく、水産卸売市場は、民設で以前からあったため、公設市場の隣にある。因みに卸売業者は2社である。

2. 売買参加者を買受人と呼ぶのは何故か？

【答弁】

北海道市場条例で、そのように定義を定めているため、それに従っている。

3. 買出人がいないのは何故か？

【答弁】

以前から多くなかったため、地方卸売市場になってから廃止した。但し、道条例には位置付けられている。地方市場化して信頼を得るまで、せりの割合が1割程度に止まっていることも影響している。因みに全国中央・地方卸売市場におけるせりの平均割合は3割である。

4. パッケージセンターとはどのようなものか？

【答弁】

量販店のニーズに対応するたえ、カット野菜に加工したり、パッケージに詰めたりして配送する拠点施設。因みに建設・所有は場内業者価格転嫁はしている。

- ※パッケージセンター＝仲卸1社
- 配送センター＝仲卸(上記同社)1社
- 山菜工場＝卸売1社
- カットセンター＝仲卸1社(上記同社)
- 小パッケージセンター＝仲卸1社(別会社)

5. 仲卸で産地と直接取引しているところはあるか？  
 【答弁】  
 市長の許可を得て1社のみある。毎月取引高を報告させている。
6. 配送センターと山菜工場は敷地使用料と取るのか？  
 【答弁】  
 条例に基づき空き地使用料を徴収している。
7. 指定管理者化しても、市職員を置いている理由は？（呉市は置いていない）  
 【答弁】  
 初年度のみ引き継ぎがあるため2名に削減し、19年度から現在まで1名を置いている。指定管理者を監督指導し、関連業務があるため必要と考えている。
8. 一般会計繰入は？  
 【答弁】  
 平成28年度予算で2,400万円→財政健全化計画にも入っている。
9. 指定管理料は使用料収入は？  
 【答弁】  
 指定管理料は3千万円、使用料収入は6,500万円である。
10. 利用料金制にして、指定管理者にインセンティブを与える考えはないか？  
 【答弁】  
 指定管理料は削減できても、全体的に一般会計からの補填が避けられない現状では、リスクが大きく、市場会計に利用料金制を採用するのは困難と考える。
11. 指定管理者の人員体制は？  
 【答弁】  
 当初4名だったが、現在は5名体制である。
12. 指定管理期間は？  
 【答弁】  
 当初は3年間だったが、平成21年の2回目は5年間にした。現在は3回目で、26年度から30年度までの5年間
13. 今後民間譲渡する考えはないか？  
 【答弁】  
 当面、現状の指定管理者制度を継続する考えであり、民間譲渡は検討していない。
14. 耐震改修の財源は？  
 【答弁】  
 企業債と国庫補助金である。
15. かつて駅前にあった問屋街の動きは？  
 【答弁】  
 本市の卸売市場は、明治40年に民営の魚菜市場が設立されたのを出発点としている。以来、数々の変遷を重ねてきたが、この市場は漁業生産資本（釧路発動機船組合）による「魚」主体の市場であったため、青果業界を中心に「菜」の部門を独立強化したいという考えが根強くあり、昭和11年に同市場から「菜」を引継ぎ、青果問屋を主力構成員とする丸果釧路青果市場が単独の市場として、初めて誕生した。終戦後、問屋業を営む者が相次ぐ中、昭和26年になって当時の有力問屋数社が中心となり、一印釧路青果卸売市場が北海道公認の地方卸売市場として設立された。問屋乱立期を経た後、昭和46年には1市場4問屋時代となった。各店舗はいずれも駅前の交通過密な地区内にあり、かつ、老朽、狭隘化し、モータリゼーションの進行、取引量の増大などにより、各界から中央卸売市場開設の要請がなされた。市では、この要請を受けて様々な検討を重ね、昭和46年4月「卸売市場法」の制定を機に、生鮮食料品の流通機構を再編統合し、道東地域の中核拠点として、中央卸売市場を開設するに至った。また、中央卸売市場開設にあたり、卸2社体制が求められ、青果問屋3社合併による新卸売会社の丸中釧路中央青果株式会社が設立され、丸果釧路青果株式会社との卸2社体制となりました。元々あった4問屋はそのまま仲卸業者となったものの、現在も仲卸業を継続しているのは1社のみである。

16.一般会計繰入金は？

【答弁】

- (1) H28 予算の一般会計繰入金は、次のとおり一部が基準外となっている。
- |     |           |                             |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 基準内 | 19,323 千円 | (起債償還元利金の 1/2 + 市場管理費の 30%) |
| 基準外 | 5,299 千円  | (起債償還元金の 1/2)               |
| 合計  | 24,622 千円 |                             |
- ※市場管理費とは、減価償却費及び資産減耗費を除く営業費用を指す。
- (2) 企業会計と特別会計における一般会計繰入金の基準
- ①企業会計における一般会計繰入金の基準とは、毎年、総務副大臣からの通知で示される。
- 地方公営企業に関する基準であり、市場事業の場合は次のとおりとなっている。
- ・現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の 30%
  - ・建設改良に係る起債償還元利金の 2 分の 1
- ②釧路市の財政所管部署に確認したところ、市場事業の場合、特別会計の繰入基準は存在しないとのこと
- ※釧路市公設地方卸売市場が特別会計に移行した場合は、毎年の収支不足額が繰入金になる（収支不足がなければ繰入金はなし）だろうとのこと
- (3) 指定管理者制度を導入する前年度（H17）の一般会計繰入金は、87,557 円

17.指定管理費及び使用料収入は？

【答弁】

(税込、千円)

	指定管理費	使用料収入
平成 18 年度	30,215	61,581
平成 19 年度	30,215	64,020
平成 20 年度	30,215	62,323
平成 21 年度	29,925	63,686
平成 22 年度	29,925	65,465
平成 23 年度	29,673	65,433
平成 24 年度	28,980	65,735
平成 25 年度	28,980	65,829
平成 26 年度	29,808	67,373
平成 27 年度	29,808	67,716
平成 28 年度	29,808	

18.地方卸売市場への転換に伴って買出人制度を廃止した理由

【答弁】

地方卸売市場への転換に際して業務規程（条例）を改正するにあたり、市場開設許可権者である北海道と協議を行ったところ、「北海道地方卸売市場業務規程例（平成 17 年 3 月 31 日改正）」に基づいて業務規程を作成するよう要請があった。

同業務規程例において売買参加者及び買出人に関する条項がなかったため、当市場における業務規程から当該条項を削除した。

尚、北海道地方卸売市場条例では、買出人の定義条項はないものと認識している。

【呉市での展開の可能性】

1. 地方卸売市場に転換することが、規制が緩和され、市場取引の活性化に繋がっているとの考えは、大いに参考になった。呉市の考え方を確認してみたい。
2. 指定管理者化しても 1 名の市職員を専属配置しているが、呉市の市場規模においてはそこまで必要ないと思うし、現在呉市もそこまで行っていない。
3. 卸売・仲卸業者が意欲的に敷地を活用して配送センターや加工施設を建設したのは、使用料を 37%削減して、業者の意欲を引き出したことで、取引高の維持向上に大きく寄与している。呉市の使用料削減率は 20%のため、その可能性を研究してみたい。
4. 指定管理業務に市場ホームページの更新が入っている。呉市には市場ホームページがないため、来年度からの指定管理業務に入れるべきと考える。